別記様式の裏面を次のように改める。

第　　号 平成　　年　　月　　日交付 写真 厚生労働大臣、 都道府県知事、 市長 印 職名　　氏名　　生年月日	社会福祉法（抄） 第五十六条　所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 ３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 ４～11　（略） 第百三十三条　評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第百三十条の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者又は第百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 一～十一　（略） 十二　第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項を次のように改める。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	第三十四条の二第一項の規定による定款の備置き 第四十五条の十一第二項の規定による議事録の備置き 第四十五条の十一第三項の規定による議事録の写しの備置き 第四十五条の二十四第二項の規定による会計帳簿及び資料の保存 第四十五条の二十七第四項の規定による計算書類（同条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書の保存 第四十五条の三十一第一項の規定による計算書類等（同項に規定する計算書類等をいう。）の備置き 第四十五条の三十二第二項の規定による計算書類等の写しの備置き 第四十五条の三十四第一項の規定による財産目録等（同条第二項に規定する財産目録等をいう。）及びその写しの備置き 第四十六条の二十二第四項の規定による財産目録等（同条第一項に規定する財産目録等をいう。）の保存 第四十六条の二十四第三項の規定による貸借対照表及びその附属明細書の保存 第四十六条の二十六第一項の規定による貸借対照表等（同項に規定する貸借対照表等をいう。）の備置き 第四十七条の三第一項及び第三項の規定による帳簿資料（同条第一項に規定する帳簿資料をいう。）の保存

別表第二社会福祉法の項を削る。

別表第三社会福祉法の項を削る。

別表第四社会福祉法の項を次のように改める。

社会福祉法	第三十四条の二第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付 第四十五条の三十二第三項第二号の規定による計算書類等（同条第一項に規定する計算書類等をいう。）の謄本又は抄本の交付 第四十六条の二十六第二項第二号の規定による貸借対照表等（同条第一項に規定する貸借対照表をいう。）の謄本又は抄本の交付 第五十一条第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付